

# 申請の手引

## 介護療養型医療施設

令和4年7月版

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

## 目 次

1	介護療養型医療施設に関するこれまでの経緯	1
2	介護療養型医療施設内の医療保険適用病床（2室8床）の届出	1
3	変更の届出	
	（1）変更の届出	1
	（2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出の変更（加算の体制等を変更する場合）	4
4	辞退の届出	8
5	介護療養型医療施設が行う短期入所療養介護について（施設みなし）	
	（1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出	9
	（2）変更の届出	9
	（3）廃止（休止）及び再開の届出	9
6	介護サービス情報の公表について	9
7	業務管理体制届出の手続について	10

### 【主な関係法令等】

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第66号）
- ・健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について（令和3年指第50号）
- ・健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準（平成11年厚生省令第41号）
- ・健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）
- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）
- ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号）
- ・介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（令和3年指第47号）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
（平成12年老企第25号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
（平成18年厚生労働省告示第127号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号老振発第0317001号老老発第0317001号）
- ・ 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数  
（平成12年厚生省告示第30号）
- ・ 厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成12年厚生省告示第31号）
- ・ 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成12年老企第58号）

等

※上記の法令等は、次の文献、ホームページ等でもご確認ください。

文献：介護報酬の解釈 単位数表編、指定基準編、QA・法令編（発行：社会保険研究所）

HP：厚生労働省 法令等データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

#### 【介護保険に関する情報】

- ・ W A M . N E T（運営：独立行政法人福祉医療機構） <https://www.wam.go.jp/>  
福祉保健医療関連の情報を提供するための、総合的な情報ネットワークシステム
- ・ 岡山県保健福祉部指導監査室ホームページ（運営：岡山県）  
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/340/>  
各種様式については、指導監査室のホームページからダウンロードが可能

# 1 介護療養型医療施設に関するこれまでの経緯

平成18年 医療保険制度改革及び診療報酬・介護報酬同時改定

- ・介護療養病床の平成23年度末廃止決定

患者の状態に応じた療養病床の再編成（老健施設等への転換促進と介護療養病床の平成23年度末廃止）

平成23年 介護保険法改正

- ・介護療養病床の廃止・転換期限を平成29年度末まで延長

介護療養病床の老健施設等への転換が進んでいない現状を踏まえ、転換期限を平成29年度末まで6年延長。

なお、平成24年以降、医療療養病床からの転換を含め、介護療養病床の新設は認めない。

平成27年 介護報酬改定

- ・「療養機能型」の報酬を新設

介護療養型医療施設が担っている医療処置や看取り、ターミナルケアを中心とした長期療養を行う施設としての機能評価。

平成28年～ 療養病床の在り方等に関する検討会における議論

- ・有識者による「療養病床のあり方等に関する検討会」を開催

介護療養病床を含む療養病床の在り方をはじめ、具体的な改革の選択肢の整理等を行う。

平成29年6月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立

- ・「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設

- ・現行の介護療養病床の転換期限をさらに6年延長（令和5年度末まで）

## 2 介護療養型医療施設内の医療保険適用病床（2室8床）の届出

療養病床が1病棟である病院又は診療所において、あらかじめ介護療養施設サービスの病室のうち2つの病室を定め、中国四国厚生局岡山事務所へ届け出た場合は、当該病室に医療保険適用患者を入院させることができます。

## 3 変更の届出

### (1) 変更の届出

既に申請、届出している事項について変更があった場合は、10日以内に、「変更届出書」（様式第3号）及び添付書類を、事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ1部提出する必要があります。

※変更届の提出が必要な事項

- 1 事業所（施設）の名称
- 2 事業所（施設）の所在地（開設場所）
- 3 申請者（開設者）の名称

- 4 主たる事務所の所在地
  - 5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  
(法人以外の場合には、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名)
  - 6 登記事項証明書又は条例等  
(当該事業に関するものに限る。)
  - 7 指定介護療養型医療施設基準第2条第1項から第3項までの規定のいずれの適用を受けるものかの別(短期入所療養介護の場合は指定居宅サービス等基準第142条第1項各号のいずれか)
  - 8 併設施設の概要
  - 9 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
  - 10 設備又は備品
  - 11 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所
  - 12 運営規程(介護療養型医療施設の定員の変更については減少の場合のみ)
  - 13 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- ※ なお、変更内容によって(事業所の移転など重要な変更の場合)は、事前に協議の上、提出してください。
- また、開設者の主たる事務所の所在地や代表者の氏名など「業務管理体制の届出」内容にかかる変更がある場合には、「業務管理体制届出事項変更届出書」も必要になります。  
(P9参照)

**届出が必要な項目は全て共通して次の書類の提出が必要**

提出書類	書類提出前の自主確認事項
変更届出書 (様式第3号)	○「変更内容」欄の「変更前」「変更後」欄に、当該変更内容をわかりやすく記載すること。

**様式第3号「変更届出書」を提出する場合の添付書類**

変更内容	様式第3号「変更届出書」の添付書類
1 事業所(施設)の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 (付表16-1 病院による場合(その1・その2)、 16-2 診療所による場合)</li> <li>○「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項」(付表9) (みなし指定がある場合に限る)</li> <li>○申請者(開設者)の登記事項証明書又は条例等</li> <li>○運営規程</li> </ul>
2 事業所(施設)の所在地 (開設場所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 (付表16-1 病院による場合(その1・その2)、 16-2 診療所による場合)</li> <li>○「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項」(付表9) (みなし指定がある場合に限る)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所・施設の位置図</li> <li>○運営規程</li> </ul>
3 申請者（開設者）の名称	○申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等
4 主たる事務所の所在地	○申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 （法人以外の場合には、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者（開設者）の登記事項証明書等</li> <li>○当該申請に係る誓約書（参考様式 9-1） （代表者の交代がある場合のみ）</li> <li>※代表者の氏名変更の場合は、登記事項証明書のみの添付で可</li> </ul>
6 登記事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る。）	○申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等
7 指定介護療養型医療施設基準第2条第1項から第3項までの規定のいずれの適用を受けるものかの別 （短期入所療養介護の場合は指定居宅サービス等基準第142条第1項各号のいずれか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 （付表16-1 病院による場合（その1・その2）、 16-2 診療所による場合）</li> <li>○「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項」（付表9） （みなし指定がある場合に限る）</li> <li>○申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等</li> <li>○運営規程</li> </ul>
8 併設施設の概要	○併設する施設の概要がわかる書類
9 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 （付表16-1 病院による場合（その1・その2）、 16-2 診療所による場合） （届け出る変更が付随して変更がある場合のみ）</li> <li>○「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項」（付表9） （みなし指定がある場合に限る） （届け出る変更が付随して変更がある場合のみ）</li> <li>○事業所・施設の配置図、平面図（参考様式3）</li> <li>○写真（※工事中は不可）</li> <li>○居室面積等一覧表（参考様式4）</li> </ul>
10 設備又は備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 （付表16-1 病院による場合（その1・その2）、 16-2 診療所による場合） （届け出る変更が付随して変更がある場合のみ）</li> <li>○「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項」（付表9） （みなし指定がある場合に限る。）</li> </ul>

	<p>(届け出る変更が付随して変更がある場合のみ)</p> <p>○「設備・備品等一覧表」(参考様式5)</p>
11 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	<p>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 (付表16-1 病院による場合(その1・その2)、 16-2 診療所による場合)</p> <p>○「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項」(付表9) (みなし指定がある場合に限る。)</p> <p>○「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(参考様式1) (管理者(管理者が他の職務に従事する場合には、本人に係る当該その職種を含む。))のみで可能)</p> <p>○当該申請に係る誓約書 (参考様式9-1)(管理者の交代がある場合のみ)</p>
12 運営規程	<p>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 (付表16-1 病院による場合(その1・その2)、 16-2 診療所による場合) (届け出る変更が付随して変更がある場合のみ)</p> <p>○「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項」(付表9) (みなし指定がある場合に限る。)</p> <p>○運営規程</p>
(介護療養型医療施設の定員の減少の場合)	<p>上記に加え</p> <p>○「居室面積等一覧表」(参考様式4)</p> <p>○施設の構造概要及び平面図(居室の用途を明示したもの)並びに設備の概要 (1病棟に医療療養型と介護療養型が混在する場合には、それぞれの位置がわかるように色塗りなどで記載)</p> <p>○「入院患者数算出表」(別紙)</p>
13 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<p>○「介護療養型医療施設の指定に係る記載事項」 (付表16-1 病院による場合(その1・その2)、 16-2 診療所による場合) (届け出る変更が付随して変更がある場合のみ)</p> <p>○「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(参考様式1) (介護支援専門員(介護支援専門員が他の職務に従事する場合は、本人に係る当該その職種を含む。))のみ)</p> <p>○「介護支援専門員一覧表」(参考様式10)</p>

\* 同時に複数の項目の変更等について届出する場合、書類が重複するものは省略可能です。

(2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の変更(加算の体制等を変更する場合)

既に「体制等届出」で届け出ている加算体制等の変更にあたっては、新たに算定を開始する場合又は単位数が上位の加算に変更する場合は、算定予定月の前月末(又は、算定予定月初日)までに(ただし、事務処理の都合上、なるべく予定月の前月15日までに)、算定を

取りやめる場合又は単位数が下位の加算に変更する場合若しくは減算となる場合は速やかに、改めて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要な書類添付し、施設・事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ1部提出してください。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に当たっては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 届出の手引」を参照してください。

届出が必要な項目は全て共通して次の2点の届出が必要

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別添届出書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号・Email等に記入漏れがないよう注意すること。</li> <li>○「異動等の区分」欄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1新規」又は「2変更」に○を記入。</li> </ul> </li> <li>○変更の場合、「異動項目」欄及び特記事項の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入。</li> <li>○その他注意事項は「届出書」の裏面の備考を参照。</li> </ul>
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1) (別紙1-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「適用開始年月日」欄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記届出書の「異動(予定)年月日」欄と同じ日付を記入。</li> </ul> </li> <li>○届出受理後の補正は認められません。(間違っして記入した届出が受理された場合、翌月に変更届出を行うまで修正できません。)</li> </ul>

届出に当たり、上記の2点の他、添付書類が必要な項目は次のとおり

提出書類	「体制等届出」の添付書類
人員配置基準 療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出（別紙13-4）</li> <li>○介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出（別紙13-3）</li> </ul>
病院療養環境基準及び診療所設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「病院療養環境基準及び診療所設備基準の添付書類」（別添1）</li> <li>○平面図（縮尺、寸法のわかるもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養環境基準及び設備基準に係る各施設部分を色塗りするなど明確になるよう表示すること。</li> <li>・1病棟に医療型と介護型が混在する場合はそれぞれわかるよう表示すること。</li> </ul> </li> </ul>
職員の欠員による減算の状況 (診療所型は不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）</li> <li>○「入院患者数算出表」（別紙）</li> <li>○「職員の欠員状況の添付書類」（別添2）</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減算開始月の前月末までに提出。</li> </ul>
職員の欠員による減算の中止（人員の復活）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）</li> <li>○「入院患者数算出表」（別紙）</li> <li>○「職員の欠員状況の添付書類」（別添2）</li> </ul>
夜間勤務条件基準（病院療養型のみ）（減算の場合も提出が必要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）</li> <li>○「入院患者数算出表」（別紙）</li> <li>○「夜間勤務等看護加算の施設基準に係る届出書添付書類（総括表）」（別添3）</li> <li>○「夜間勤務等看護加算の施設基準に係る届出書添付書類（勤務計画表）」（別添4）</li> </ul>
移行計画の提出状況【医療施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護療養型医療施設の移行に係る届出（別紙25）</li> <li>※移行計画の提出状況が「なし」の場合は減算される。</li> <li>※4月から9月まで及び10月から翌月3月までの半期ごとに届出が必要</li> </ul>
安全管理体制【医療施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類は求めない。</li> <li>※事故発生の防止及び発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>①指針の整備、②職員に対する周知徹底、③委員会の開催と定期的な研修（年2回以上）の実施、④担当者の配置</li> </ul> </li> <li>※安全管理体制が「減算型」の場合は減算される。</li> </ul>
栄養ケア・マネジメントの実施の有無【医療施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）</li> <li>○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1①又は参考様式1②） <ul style="list-style-type: none"> <li>※栄養士又は管理栄養士</li> <li>→夜間勤務条件基準欄参照</li> </ul> </li> <li>○当該栄養士又は管理栄養士の資格証の写し</li> <li>※栄養士又は管理栄養士を必要な員数おいていること。</li> <li>※栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこと。</li> <li>※栄養ケア・マネジメントの実施の有無が「なし」の場合は減算される。ただし、令和6年3月31日までの経過措置があるため、経過措置期間中は「なし」でも減算されない。</li> </ul>
認知症専門ケア加算【医療施設】 【短期】【予防短期】	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算（Ⅰ）</li> <li>○認知症専門ケア加算に関する確認書（参考様式13）</li> <li>○「認知症介護実践リーダー研修」の修了証の写し又は「認知症看護に係る適切な研修」に係る修了証の写し</li> <li>加算（Ⅱ）</li> <li>○認知症専門ケア加算に関する確認書（参考様式13）</li> <li>○「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者研修」の修了証の写し又は「認知症看護に係る適切な研修」に係る修了証の写し</li> <li>・加算（Ⅱ）は各1名ずつ配置が必要。ただし、「認知症介護実践リーダー研修」と「認知症介護指導者研修」の両方を修了し</li> </ul>

	<p>た者、又は「認知症看護に係る適切な研修」を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。</p>
<p>排せつ支援加算 【医療施設】</p>	<p>・添付書類は求めない。</p>
<p>安全対策体制 【医療施設】</p>	<p>○「安全対策に係る外部研修」の修了証の写し ○安全管理対策部門を設置したことが分かる書類（組織体制図等） ※外部研修は、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。</p>
<p>サービス提供体制強化加算 【医療施設】 【短期】【予防短期】</p>	<p>○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-4） ※【予防短期入所療養介護】のみ サービス提供体制強化加算Ⅲを算定する場合の「サービスを直接提供する職員」に言語聴覚士は含まれない</p>
<p>介護職員処遇改善加算 【医療施設】 【短期】【予防短期】</p>	<p>※別途、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 届出の手引」を参照のこと。</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算 【医療施設】 【短期】【予防短期】</p>	<p>※別途、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 届出の手引」を参照のこと。</p>
<p>介護職員等ベースアップ等支援加算 【医療施設】 【短期】【予防短期】</p>	<p>※別途、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 届出の手引」を参照のこと。</p>
<p>併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 【短期】【予防短期】</p>	<p>・添付書類は求めない。</p>
<p>&lt;特定診療費&gt;</p>	<p>「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（別添届出書） 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1-1）の他に下記の書類を添付してください。 ※医療保険の施設基準との同時提出、介護保険単独の提出も可能（医療保険の受理通知は必要なし。以下の書類を提出。）</p>
<p>重症皮膚潰瘍管理指導</p>	<p>○「重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係る届出書添付書類」（別添5）</p>
<p>薬剤管理指導</p>	<p>○「薬剤管理指導の施設基準に係る届出書添付書類」（別添6） ○「勤務する従事者の名簿」（別添7） ※当該医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p>

	<p>※調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤管理指導のいずれかに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記入。</p> <p>○薬剤師の資格証の写し</p> <p>○配置図及び平面図（調剤所及び医薬品情報管理室）</p>
<p>理学療法（Ⅰ） 作業療法 言語聴覚療法 集団コミュニケーション療法</p>	<p>○「勤務する従事者の名簿」（別添７）</p> <p>※当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>※その従事者が理学療法の経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。</p> <p>○「理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類」（別添８）</p> <p>○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格証の写し</p> <p>○配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設）</p>
<p>認知症短期集中 リハビリテーション加算</p>	<p>○「勤務する従事者の名簿」（別添７）</p> <p>※当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格証の写し</p>
<p>精神科作業療法</p>	<p>○「勤務する従事者の名簿」（別添７）</p> <p>※当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>○「精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類」（別添９）</p> <p>○作業療法士の資格証の写し</p> <p>○配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設）</p>

## 4 辞退の届出

介護医療院等への転換等により介護療養型医療施設サービスの提供を終了する場合は、旧介護保険法第113条の規定により、1月以上の予告期間を設けて「指定辞退届出書」（様式第5号）を施設を所管する県民局の健康福祉課（事業者班）へ1部提出する必要があります。

なお、この場合、現に入院中の患者に対する措置状況について、県民局の健康福祉課（事業者班）の担当者へ詳細に説明してください。

また、介護療養型医療施設の指定の辞退に伴い、みなし指定を受けている（介護予防）短期入所療養介護「指定居宅サービス事業の廃止届出」（様式第4号）が必要となります。

なお、引き続き（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供する場合は、改めて指定居宅サービス事業の新規指定申請が必要となります。（申請方法等については「申請の手引 短期入所療養介護」を御覧ください。）

## 5 介護療養型医療施設が行う短期入所療養介護について (施設みなし)

介護保険法第72条第1項(第115条の10)の規定により、介護療養型医療施設の指定があったときに、(介護予防)短期入所療養介護についても指定があったとみなされています。(「指定を不要とする申出」を行っているものを除く。)

サービスの提供に当たっては、次のとおり届出等が必要となります。

### (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

体制等の届出について、次の項目については、(介護予防)短期入所療養介護として届出しなければ算定できないこととなっておりますので御留意ください。

【送迎加算】「介護給付費算定に係る体制等状況一覧」(別紙1-1)(別紙1-2)

※その他の算定に係る届出については、介護療養型医療施設の体制等の届出を参考にして提出してください。

### (2) 変更の届出

「変更届出書」(様式第3号)により提出してください。

変更の項目、内容が介護療養型医療施設と同一である場合は、変更届出書の様式中、「サービスの種類」欄に、「介護療養型医療施設及び(介護予防)短期入所療養介護」と記載し届出を共用することも可能とします。

### (3) 廃止(休止)及び再開の届出

指定(介護予防)短期入所療養介護事業を廃止又は休止しようとする場合は、その廃止又は休止の日の1月前までに、「廃止(休止)届出書」(様式第4号)を、休止した事業を再開した場合は10日以内に「再開届出書」(様式第3号の2)を、事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課(事業者班)へ1部提出する必要があります。

なお、廃止又は休止した場合は、現にサービスを受けていたものに対する措置状況について、当該県民局の健康福祉課(事業者班)の担当者へ詳細に説明してください。

また、事業を再開する場合は、あらかじめ県民局の健康福祉課(事業者班)の担当者へ当該事業に係る従業者の勤務体制を説明の上、「再開届出書」に「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧」を添付してください。

## 6 介護サービス情報の公表について

介護サービス事業者は、介護保険法第115条の35により、サービス提供を開始しようとするとき、その提供する介護サービスに係る情報の公表が義務付けられました。

公表に係る詳細については、岡山県保健福祉部指導監査室ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/571279.html>

なお、平成30年度から岡山市内に所在する介護サービス事業所・施設については、岡山市の運営する公表システムにより各種情報を報告し、公表してください。

## 7 業務管理体制届出の手続について

介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められています。

また、介護サービス事業者は、業務管理体制整備に関する内容について、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

### (1) 業務管理体制の整備の基準

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の39）

指定・許可の事業所等の数※	届出を必要とする業務管理体制整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備	業務執行の状況（法令遵守）に係る監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

※ 事業所・施設数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、「みなし事業所」及び「総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所」は除きます。

「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス及び介護予防サービス（（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション、及び（介護予防）短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。））であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

※ 現在事業を行っている事業所等だけでなく、休止中の事業所等も含みます。

### (2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の40）

区 分	届 出 先
<b>1 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者</b>	
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 （老健局総務課介護保険指導室）
② 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県以外の事業者	主たる事務所（本社）の所在地の都道府県知事
③ 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県の事業者※	岡山県知事 （県民局健康福祉部健康福祉課）
<b>2 事業所等が岡山県内のみ所在する事業者</b>	
① 地域密着サービス（予防含む）のみを行い、その全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
② 全ての指定事業所等が岡山市内のみ	岡山市長

所在する事業所	(岡山市保健福祉局事業者指導課)
③ 全ての指定事業所等が倉敷市内のみに所在する事業所	倉敷市長 (倉敷市保健福祉局指導監査課)
③ 上記①～③以外の事業者※	岡山県知事(県民局健康福祉部健康福祉課)

※ 岡山県知事に届け出る場合の届出先

- ① 主たる事務所(本社)の所在地を所管する県民局
- ② 主たる事務所が岡山県外に所在し、岡山県内のみ事業所等が所在
  - 1) 1つの県民局の所管区域のみに事業所等が所在する場合は、所在地を所管する県民局
  - 2) 事業所等所在地が複数の県民局にまたがる場合
    - ア 県民局の所管地域ごとの事業所等数を比較し、最も事業所等数の多い県民局
    - イ 県民局の所管地域ごとの事業所等数が同一の場合、開設時期が最も古い事業所等の所在地を所管する県民局

(3) 業務管理体制の届出事由と様式

届出が必要となる事由	様式
○業務管理体制の整備に関して届け出る場合(介護保険法第115条の32第2項) *介護保険事業所(みなし事業所を除く。)の指定を初めて受けた事業者は届出が必要となります。	様式第10号
○事業所等の指定等により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合(介護保険法第115条の32第4項) *変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要となります。 (例:市町村→県、県→厚生労働省への変更)	様式第10号
○届出事項に変更があった場合(介護保険法第115条の32第3項) (例:事業者に関する事項(法人の名称、本社所在地、代表者名等)、法令遵守責任者名、届出区分の変更など) *次の場合は変更の届出は必要ありません。 (1)事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 (2)法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第11号